

野江特別養護老人ホーム城東園 高齢者虐待防止に関する指針

(基本的事項)

第1条 2006年4月施行の「高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会野江特別養護老人ホーム城東園(以下、「当園」という。)は、以下の考えを基にこの指針を定める。

- (1) いかなる状況であろうとも人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的権利は脅かされてはならない。
- (2) 高齢者虐待防止の取り組みは、入所者及び利用者(以下、「利用者」という。)の人権を守る取り組みである。
- (3) 当園の利用者に対する虐待防止に係る責務は、法律の内容の周知及び体制整備、虐待行為(疑いを含む)の禁止に留まることなく、虐待の前段階で生じる「不適切ケア」「不適切な事業運営」を行わない取り組みをする。

(定義)

第2条 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。但し、介護保険の特定疾病第二号被保険者を含むものとする。

- 2 「職員等」とは、当園と雇用契約がある職員及び業務委託先職員、派遣職員をいう。

(高齢者虐待の定義)

第3条 高齢者虐待とは、「高齢者が他の者から不適切な扱いによって、権利権益を侵される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と定義する。

(高齢者虐待の種類)

第4条 高齢者虐待の種類は次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- (2) 性的虐待
利用者に猥褻な行為をすること、又は利用者に猥褻な行為をさせること

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、若しくは拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 介護の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、他の利用者による上記(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること

(基本方針)

第5条 本指針の基本方針は次に掲げるものとする。

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守し、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防

虐待に繋がる不適切なケアの防止と改善の為、定期的に職員等に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また、組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待の早期発見

利用者の日々の変化に注意し、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するように努める。また、発見したときは速やかにその状況を分析し虐待の有無を検証する場を設ける。

(4) その他

当園においては高齢者虐待と同様にいかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

(苦情・意見等の対応の徹底)

第6条 当園の各事業における虐待の防止を徹底するために利用者及びその家族からの苦情や意見について真摯に受け止め、速やかに解決するように最大限努力する。

(施設の責務)

第7条 高齢者福祉に携わる施設として、高齢者虐待を発見しやすい立場であること


を自覚する。また、虐待を未然に予防することや早期に発見するために定期的な教育を行とともに、その仕組みを検証し高める。虐待を発見したときは「絶対に許さない」という確固たる信念の下、関係機関に通報する。

(園長及び管理職者の責務)


第8条 園長及び管理職者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員等に対する高齢者虐待防止の為の研修を実施し、虐待防止の様々な措置を講ずる責務を負い、保険者に対しても通報責務を負う。

- 2 職員等から、当園内外で虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある事例報告を受けたときは速やかにこれを検証し、下記宛に通報する。
- 3 通報を行った職員等に対して、それを理由に解雇及びその他不利益な取り扱いを行わない。


通報先：園内 大阪市福祉局高齢者施策部保険課指定指導グループ

 06-6241-6310

園外 大阪市城東区保健福祉センター保健福祉課

 06-6939-9857

大阪市城東区董・鯉江東地域包括支援センター

 06-6786-2255

(職員等の責務)

第9条 職員等は日頃より利用者に対し、自分自身に置き換えた行動、言動を行うことを原則とし、不適切或いは不適切であろうケアを発見したときは、速やかに虐待防止受付担当者（事務長）に報告する。また、不適切なケアの兆候を発見した時も同様に報告する。

(高齢者虐待防止規程)

第10条 この指針に基づき、別途「高齢者虐待防止規程」を定める。

(高齢者虐待防止フロー)

第11条 高齢者虐待防止規程に定める「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）は毎年5月と11月に委員会を開催し、別に定める「高齢者虐待チェックリスト」により利用者の虐待リスクを評価する。

- 2 委員会は上記の評価を集計・分析し、園長に報告する。
- 3 園長は虐待が疑われるとき、または要注意の報告があったときは当該事業の部署に対して、速やかに確認及び検討を行うように指示する。
- 4 園長は上記の3の確認及び検討結果を踏まえ、必要に応じて全職員に対して

口頭または書面をもって通知し、周知徹底を図り、注意喚起を行う。

(職員等への虐待防止の為の研修)

第12条 職員等に対して年1回の研修を実施する。また、新規採用時には別途虐待防止の為の研修を実施する。

2 本研修は、職員等に対する権利擁護及び高齢者虐待防止を徹底する為の研修内容とする。

3 研修の実施内容については研修資料、実施概要、参加者等を記録し、保存することとする。

4 内部研修の他、必要に応じて外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護サービスの質の向上を目指すように努める。

(成年後見制度の利用支援)

第13条 利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行うこととする。

(利用者等に対する当該指針の閲覧について)

第14条 当該指針はいつでも閲覧できるように園内に掲示し、ホームページ上で公表する。

2 当該指針は全職員（新規採用者は勤務開始日のオリエンテーション時）に配布し、周知徹底を図る。

附 則 この指針は、2022年10月1日より施行する。